

企業研修・リスクリング実践支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 企業研修・リスクリング実践支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政沖第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県内企業の稼ぐ力を強化するため、企業がリスクリング等の産業人材の育成を実践する経費を補助することで、市場環境に応じた経営基盤の強化や事業のイノベーション促進による県内企業の生産性の向上を図ることを目的とする。

(補助金の対象、経費及び補助率)

第3条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、県内企業が産業人材の育成を行うために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、補助金交付の上限額については別に定める。

3 補助金の合計額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の額は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合は、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の区分間における、交付決定額の総額の2割以内の変更
 - イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ウ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第4号）により、知事に報告を行い、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る成果等について報告すること。

(産業財産権に関する届出)

第7条 補助事業者は、補助事業等に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付申請取下げ書（様式第6号）を知事に速やかに提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは速やかに遂行状況報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る実施結果が補助金の交付の決定内容（第6条に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部又は一部を取り消しもしくは変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令又は本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を目的以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業実施中に不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部もしくは一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項に基づく補助金の返還については、第11条第3項を準用する。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、原則として第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める経費については、概算払をすることができ

る。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（財産の管理等）

第15条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第12号）を備え、管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第10条に定める報告書に取得財産等管理明細表（様式第12-2号）を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（産業財産権に関わる収益納付）

第17条 補助事業者は補助事業の実施中及び終了後一定期間内に、当該補助事業に基づく産業財産権を取得した場合、その産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたときは、収益状況報告書（様式第14号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の経理）

第18条 補助事業者は、補助事業にかかる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(成果の公表)

第19条 知事は、本要綱により補助金を交付した事業について、その成果を公表することができる。

2 補助事業者は、知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(事業実施の委託)

第20条 本事業に係る問い合わせへの対応並びに申請書及び報告書等の受付に係る業務は、企業研修・リスクリング実践支援事業委託業務において、知事と契約した者（以下「受託事業者」という。）に委託するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者及び補助事業者は、本事業に係る問い合わせがある場合は、受託事業者に問い合わせを行うものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者及び補助事業者は、本事業に係る申請書及び報告書等について受託事業者を経由し知事に提出するものとする。

(雑則)

第21条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和7年3月31日から施行し、改正後の企業研修・リスクリング実践支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度予算に係る補助金から適用する。

別表

補助事業者	経費区分	補助対象経費	補助率
沖縄県内に本社を有する企業	旅費交通費	・ 交通費 ・ 宿泊費	8 / 10 以内
	研修実施に係る費用	・ 講師謝金 ・ 会場使用料 ・ リース料 ・ 通訳料 ・ 印刷製本費 ・ 講座受講料	
	その他諸経費	・ その他知事が必要と認める経費	

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先

年度企業研修・リスクリング実践支援事業補助金交付申請書

企業研修・リスクリング実践支援事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 研修テーマ名
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 研修計画 別添のとおり
- 4 補助対象経費の総額 金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円
- 5 補助金交付申請額 金 〇,〇〇〇,〇〇〇 円
- 6 経費の算出基礎 別添のとおり
- 7 添付書類 別紙のとおり

- （備考）
- 1 別途指定された書類を添付すること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先

年度企業研修・リスキリング実践支援事業補助金
計画変更承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定の通知を受けた上記の
補助事業について、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響及び効果

4 その他

- （備考）
- 1 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
 - 2 補助金交付額に影響がある場合は、変更後の経費算出書類を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先

年度企業研修・リスクリング実践支援事業補助金
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定の通知を受けた上記の
補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業中止（廃止）の年月日、期間
- 3 その他（添付書類）

（注） 1 不要の文字を抹消して使うこと。
2 理由については、できる限り詳細に記入すること。
3 関連する資料があれば添付すること。
（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先

年度企業研修・リスクリング実践支援事業補助金
事故報告書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定の通知を受けた上記の
補助事業について、下記のとおり事故があったので報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況及び要した経費
- 2 事故の原因及び内容
- 3 事故に対する処置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先

年度企業研修・リスクリング実践支援事業補助金
産業財産権届出書

年 月 日付け沖縄県指令商 第 号をもって交付決定を受けた
上記の補助事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をした
いので、企業研修・リスクリング実践支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき届け
出ます。

記

- 1 種類（番号及び産業財産権の種類）
- 2 内容
- 3 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

（備考） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
2 不要の文字を抹消して使うこと。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所

事業者名

代表者の役職・氏名

連絡先

年度企業研修・リスクリング実践支援事業補助金
補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定の通知を受けた上記
の補助事業について、企業研修・リスクリング実践支援事業補助金交付要綱第8条に基づ
き、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

取り下げの理由

（記入要領）

- （1） 取り下げの理由を証する書類を添付すること。
- （2） 取り下げの理由は、できるだけ詳細に記入すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先

年度企業研修・リスキリング実践支援事業補助金
遂行状況報告書

年 月 日付け商産第 号をもって報告を求められた上記の補助事業の
遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（ 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先

年度企業研修・リスクリング実践支援事業補助金
実績報告書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定の通知を受けた上記の
補助事業について、企業研修・リスクリング実践支援事業補助金要綱第 10 条に基づき、下
記のとおり報告します。

記

- 1 研修テーマ名
- 2 事業の実施期間
年 月 日着手
年 月 日完了
- 3 事業の成果 別添のとおり

4 交付決定の額及びその精算額

交 付 決 定 額 (A)	円
実 績 額 (B)	円
概算払受領済額 (C)	円
精 算 額 (D=B-C)	円

5 添付書類
別紙のとおり

- (備考) 1 別途指定された書類を添付すること
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先

年度企業研修・リスキリング実践支援事業補助金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

企業研修・リスキリング実践支援事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおりに報告します。

記

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第 11 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2） | 円 |
- （注）別紙として積算の内訳を添付してください。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先
担当者

年度企業研修・リスキリング実践支援事業補助金
補助金概算払請求書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定のあった上記の事業について、概算払を下記のとおり請求します。

記
概算払請求額 金 円

交付決定額（A）	円
受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
差引残額（D＝A－B－C）	円

2. 概算払を必要とする理由

<振込先>

銀行名	支店名	預金種目	口座番号
口座名義人			
(フリガナ)			

- （注 1）支払済みの経費については、領収書（写し）と、銀行振込明細書（写し）など、振込が行われた事実を明らかにするものを添付すること。
- （注 2）概算払請求計画書を添付すること。
- （備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先
担当者

年度企業研修・リスキリング実践支援事業補助金
精算払請求書

年 月 日付け沖縄県達商第 号で確定通知を受けた上記の事業について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

確定額（A）	円
概算払受領済額（B）	円
今回請求額（C）	円
差引残額（D＝A－B－C）	円

<振込先>

銀行名	支店名	預金種目	口座番号
口座名義人			
(フリガナ)			

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第 12 号（第 15 条第 2 項関係）

取得財産等管理台帳（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 （円）	金額 （円）	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備考
計	—		—		—	—	—	—	

- （注） 1 対象となる取得財産等は、企業研修・リスクリング実践支援事業補助金交付要綱第 15 条に定める取得価格又は効用の増加額が 1 件あたり 50 万円以上のものとする。
- 2 財産名の欄は、産業財産権の種類を記入すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第 12-2 号（第 15 条第 3 項関係）

取得財産等管理明細表（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 （円）	金額 （円）	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備考
計	—		—		—	—	—	—	

- （注） 1 対象となる取得財産等は、企業研修・リスクリング実践支援事業補助金交付要綱第 15 条に定める取得価格又は効用の増加額が 1 件あたり 50 万円以上のものとする。
- 2 財産名の欄は、産業財産権の種類を記入すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 13 号様式（第 16 条第 2 項関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先

年度企業研修・リスクリング実践支援事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定の通知を受けた
年度企業研修・リスクリング実践支援事業補助金について、下記のとおり財産を処分し
たいので、承認願います。

記

- 1 補助事業名
- 2 処分しようとする財産及び処分の理由
 - （1）財産の名称
 - （2）処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
 - （3）金額
 - （4）取得年月日
 - （5）処分年月日
 - （6）処分の理由
- 3 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 14 号様式（第 17 条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所
事業者名
代表者の役職・氏名
連絡先

年度企業研修・リスキリング実践支援事業補助金収益状況報告書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で交付決定の通知を受けた
年度企業研修・リスキリング実践支援事業補助金について、企業研修・リスキリング実践
支援事業補助金交付要綱第 17 条の規定により、収益状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及びその通知日

確定額 円
通知日 年 月 日沖縄県達商第 号

2 報告期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 収益状況

(単位：円)

産業財産権の名称、 又は財産分配の概要	収益額	算出根拠

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。